

令和5年度 三重県産業廃棄物税条例に係るエネルギーを回収する施設(メタン発酵施設)認定一覧

※1 産業廃棄物の種類について2段表記されている箇所の上段は「産業廃棄物」、下段は「特別管理産業廃棄物」を示している。

注1 全事業者石綿含有産業廃棄物を除く。

注2 全事業者水銀使用製品産業廃棄物を除く。

注3 一部の事業者を除き水銀含有ばいじん等を除く。(水銀含有ばいじん等を含む事業者は廃棄物の種類に記載)

※2 処分の方法について、「破碎、圧縮」等の「、」は「または」の意味。また、「焼却・焼成」等の「・」は「かつ」の意味。

◎赤字は年度途中修正箇所

令和6年1月11日現在

●個別認定分(規則第7条第2項関係)

事業者		施設の所在地	産業廃棄物の種類※1	処分の方法 ※2	認定の期間
大栄環境株式会社	大阪府和泉市テクノステーション二丁目3番28号	三重県伊賀市治田字北福澤 3680-1、3702-10、3702-16、 3680-4、3693-15、3693-14 三重県伊賀市予野字鉢屋4713-1	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ	発酵(メタン発酵)	R6.1.11～ R6.3.31